

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和6年3月

法務省大臣官房秘書課
企画再犯防止推進室

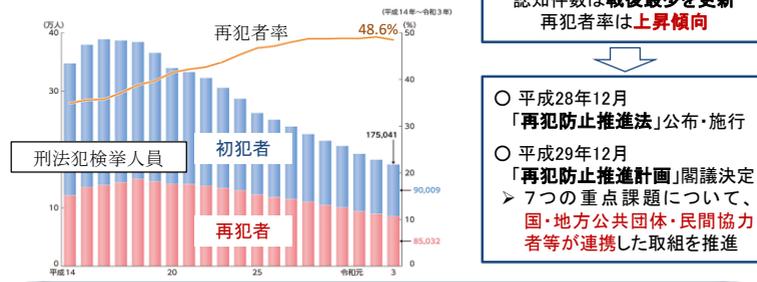
第二次再犯防止推進計画（概要）

計画期間：令和5年度から令和9年度

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

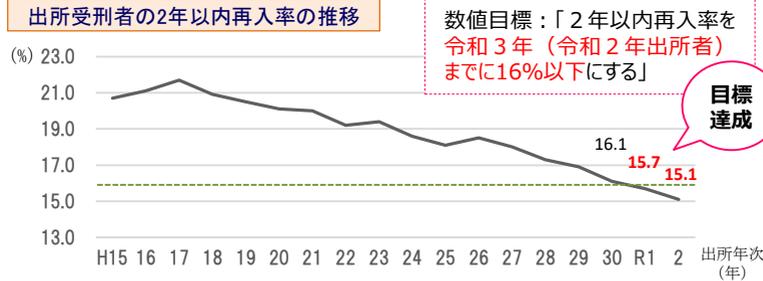
第二次再犯防止推進計画策定の経緯

再犯の現状と再犯防止対策の重要性



第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- 満期釈放者対策の充実強化
 - 矯正施設在所中の生活環境の調整の強化
 - 更生保護施設による訪問支援事業の開始(R3.10～)
- 地方公共団体との連携強化
 - 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施(H30～R2)
 - 地方再犯防止推進計画の策定支援(402団体で策定済み(R4.10.1))
- 民間協力者の活動の促進
 - 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がり



第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

① 就労・住居の確保

- (1) 就労の確保
 - 拘禁刑創設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた刑務作業の実施
 - 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理
 - 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実
- (2) 住居の確保
 - 更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた処遇(福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等)を行うための体制整備
 - 地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供

② 保健医療・福祉サービス利用の促進

- (1) 高齢者又は障害のある者等への支援
 - 福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化
 - 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
 - 被疑者等段階からの生活環境の調整等の効果的な人口支援の実施
- (2) 薬物依存の問題を抱える者への支援
 - 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
 - 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化
 - 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実



③ 学校等と連携した修学支援

- 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
 - 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導におけるICTの活用の推進、在院中の通信制高校への入学
- 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止

④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導

- 拘禁刑創設の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実
- 若年受刑者に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、特定少年に成年としての自覚・責任を喚起する指導
- 性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実

⑤ 民間協力者の活動の促進

- 持続可能な保護司制度の確立とそのため保護司に対する支援
 - 保護司の活動環境等についての検討・試行、保護司活動のデジタル化の推進
- 地域の民間協力者(NPO法人、自助グループ、弁護士等)の積極的な開拓及び一層の連携
- 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進



⑥ 地域による包摂の推進

- 国・都道府県・市区町村の役割の明確化
- 地方公共団体の取組への支援
 - 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
- 地域における支援の連携強化
 - 保護観察所、法務少年支援センター(少年鑑別所)における地域援助の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実
- 相談できる場所の充実
 - 保護観察所による刑執行終了者等に対する援助の充実、更生保護施設による訪問支援事業の拡充

⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

- 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備

7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

- ① 検査者中の再犯者数及び再犯率
- ② 新受刑者中の再入者又は刑の執行猶予歴のある者の数及び割合
- ③ 出所受刑者の2年以内再入者数及び再入率
- ④ 主な罪名・特性別2年以内再入率
- ⑤ 出所受刑者の3年以内再入者数及び再入率
- ⑥ 主な罪名・特性別3年以内再入率
- ⑦ 保護観察付(全部)執行猶予者及び保護観察処分少年の再犯者数及び再犯率

第一次再犯防止推進計画に基づく取組及び第二次再犯防止推進計画

就労の確保

第一次推進計画に基づく主な取組

- ① **矯正施設における就労能力の強化や就労先の確保に向けた取組**
 - 就労支援スタッフ・就労支援専門官の配置
 - 職業訓練等の充実
 - ハローワーク相談員による矯正施設駐在支援
 - ・ 刑事施設35庁、少年院1庁において実施
 - コレワークの拡大（全国8矯正管区で運用開始）
- ② **出所後の保護観察段階等における就労先の確保や職場定着に向けた取組**
 - 新たな協力雇用主の開拓・確保
 - ・ 法務大臣による経済団体トップとの面会
 - 更生保護就労支援事業の実施（全国25庁）
 - ・ 保護観察対象者等に対するきめ細かな就労支援
 - ・ 協力雇用主、保護観察対象者等の双方に対する寄り添い型の職場定着支援の開始

主な成果

- 矯正施設在所中の就職内定数



- 実際に雇用している協力雇用主数 **約2.5倍**
472社 (H26.4) ➔ **1,208社** (R3.10)

今後の課題

- ・ 拘禁刑創設を踏まえた刑務作業・職業訓練の適切な実施
- ・ 雇用ニーズを踏まえた職業訓練の充実・強化
- ・ 多様な業種の協力雇用主の開拓
- ・ 離職の防止や離職後の再就職支援の充実
- ・ 農福団体の把握や連携体制の構築・強化

第二次推進計画

- **拘禁刑創設を踏まえた刑務作業・職業訓練の充実**
 - **多様な協力雇用主の確保や職場定着支援**
- ・ 矯正施設内から出所後の職場定着までの**計画的・一貫した指導・支援**の実施。（施策2）
 - ・ 拘禁刑創設や社会復帰後の自立・就労を見据え、個々の受刑者の特性に応じた刑務作業の実施。（施策4）
 - ・ 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理。（施策5）
 - ・ 労働需要や矯正施設の職業訓練の内容も踏まえた多様な業種の協力雇用主の確保。（施策9）
 - ・ 寄り添い型の支援による、職場定着や離職後の再就職に向けた支援の充実。（施策14）
 - ・ 農福連携に取り組む団体等との連携強化による、就農意欲の喚起、農業等への就労促進。（施策16）

住居の確保

第一次推進計画に基づく主な取組

- ① **更生保護施設及び自立準備ホームにおける受入促進等**
 - 更生保護施設
 - ・ 刑務所出所者等を年間約8,400人保護
 - ・ 高齢・障害者、薬物事犯者等に対する処遇のための専門スタッフの配置
 - ・ 更生保護施設退所後の継続的な支援の実施
 - 自立準備ホーム
 - ・ 刑務所出所者等を年間約1,900人保護
- ② **居住支援法人と連携した住居確保支援**
 - 「住まい支援の連携強化のための連絡協議会」の開催（R2～）
 - 刑事司法関係機関等による居住支援協議会への参画

主な成果

- 帰るべき場所のない刑務所出所者の数



今後の課題

- ・ 更生保護施設や自立準備ホームの受入れ・処遇機能の強化
- ・ 居住支援法人との連携強化
- ・ 更生保護施設退所後等の地域社会での定住先の確保

第二次推進計画

- **更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実強化**
 - **地域社会における定住先の確保**
- ・ 更生保護施設における、地域社会での自立生活を見据えた処遇（福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等）を行うための体制整備（更生保護委託費の構造の見直しに向けた検討等）の推進。（施策19,20）
 - ・ 住居提供者に対する不安軽減に向けた取組の実施。見守りなど要配慮者への生活支援を行う居住支援法人との更なる連携方策の検討。（施策22）
 - ・ 改正後の更生保護法に基づく、矯正施設在所中から、満期出所後直ちに必要な措置を受けられるようにするための調査・調整の実施。（施策25）

第一次再犯防止推進計画に基づく取組及び第二次再犯防止推進計画

高齢者又は障害のある者等への支援

第一次推進計画に基づく主な取組

① 受刑者等に対する支援

- 受刑中の段階（矯正施設）における福祉的支援
 - ・ 高齢・障害者等に対する社会復帰支援指導プログラムの実施
 - ・ 福祉専門官の配置数拡大による支援の充実
- 出所段階における特別調整
 - ・ 矯正施設・更生保護官署・地域生活定着支援センター等が連携した特別調整(福祉へのつなぎ)の実施

② 起訴猶予者・全部執行猶予者等に対する支援

- 更生緊急保護の重点実施等
 - ・ 起訴猶予処分となった高齢・障害者等に対する専門的な支援の実施
- 被疑者・被告人に対する支援
 - ・ 検察庁・保護観察所・地域生活定着支援センターが連携した入口支援の開始

主な成果

実績アップ

- 社会復帰支援指導プログラム受講開始人員
343人（H29年度） → **456人**（R3年度）
- 特別調整の終結人員
704人（H28年度） → **826人**（R3年度）
- 更生緊急保護の重点実施等件数
199件（H28年度） → **340件**（R3年度）

今後の課題

- ・ 福祉的支援が必要な者の掘り起こし、支援対象者への動機付けの強化
- ・ 刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター等の連携強化
- ・ 効果的な入口支援の実施

第二次推進計画

- ニーズの把握・動機付けの強化
- 刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
- 被疑者等への支援を含む効果的な入口支援の実施

- ・ 福祉的支援が必要な者の掘り起こしやニーズの把握、支援に対する動機付けの適切な実施。（施策26,27）
- ・ 矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携による、特別調整の着実な実施。（施策28）
- ・ 更生緊急保護を活用し、勾留中の被疑者の段階から必要な生活環境の調整を実施。（施策31）
- ・ 被疑者・被告人に対し、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター等の多機関連携による、釈放後の速やかな福祉サービスへのつなぎを実施。（施策31）

薬物依存の問題を抱える者への支援

第一次推進計画に基づく主な取組

① 再犯リスクを踏まえた効果的な指導の実施

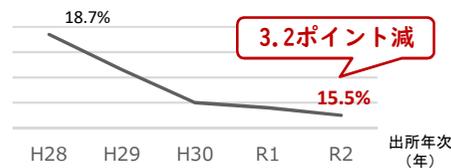
- 矯正施設内から出所後までの一貫した専門的プログラムの実施
- 出所後の環境を見据えた処遇を行う「女子依存症回復支援モデル事業」の実施
- 麻薬取締部による「薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業」の実施

② 薬物依存症の専門医療機関及び相談支援の充実

- 都道府県及び指定都市において、相談拠点及び専門医療機関の指定の推進
- 自助グループを含む保健医療機関等と連携した保護観察処遇の実施

主な成果

- 罪名別2年以内再入率（覚醒剤取締法違反）



- 医療機関等による治療・支援を受けた保護観察対象者数
333人（H28年度） → **536人**（R3年度）

今後の課題

- ・ 施設内から社会内への一貫した指導の充実及び医療機関・自助グループ等との連携強化
- ・ 増加する大麻事犯への対応
- ・ 薬物事犯者への指導・支援の効果検証に関する方策の検討等

第二次推進計画

- 再犯リスクを踏まえた効果的な指導等の実施
- 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実

- ・ 専門的プログラム等の指導を一貫して実施するとともに、アルコールや医薬品の依存等個々の対象者が抱える問題に応じた指導・支援を実施。（施策34）
- ・ 少年院における大麻に関する新たな指導教材の作成、保護観察所における専門的プログラムへの大麻に関する指導項目の新設など、大麻事犯に対応した処遇の充実。（施策35）
- ・ 自助グループ等の民間団体との連携を強化し、刑事司法手続が終了した後も継続的な支援ができる体制を整備。（施策39）
- ・ 薬物事犯者に対する指導等の効果の検証。（施策42）

第一次再犯防止推進計画に基づく取組及び第二次再犯防止推進計画

学校等と連携した修学支援

第一次推進計画に基づく主な取組

- ① **少年院在院者に対する修学支援**
 - 民間事業者による修学支援デスクの設置
 - 高卒認定試験に向けた重点的な受験指導
 - 在院中からの通信制高校への入学
 - インターネット等を活用した学習支援の実施
- ② **保護観察対象者に対する修学支援**
 - 保護観察所の類型別処遇に「就学」類型を新設
 - 学習支援やキャリア教育等を複合的に実施する「修学支援パッケージ」の実施

主な成果

- 高卒認定試験全科目合格者率（少年院）
32.5%（H29年度） → **38.1%**（R3年度）
- 修学支援デスク利用者数 **235人**（R3年度）

今後の課題

- ・ 民間のノウハウやICTの活用などによる教科指導の充実
- ・ 少年院在院中から出院後までの一貫した修学支援の実施

第二次推進計画

- **矯正施設と学校の連携による学びの継続支援**
- **学校や地域社会における修学支援**

- ・ 学校における非行防止、性犯罪防止、薬物乱用未然防止等のための教育、復学に関する支援体制の充実。（施策43）
- ・ 矯正施設における民間の学力試験の活用や**高卒認定試験指導におけるICTの活用**の推進。（施策46,47）
- ・ 矯正施設、保護観察所、民間ボランティア等が協働した地域における効果的な修学支援の展開。（施策48）

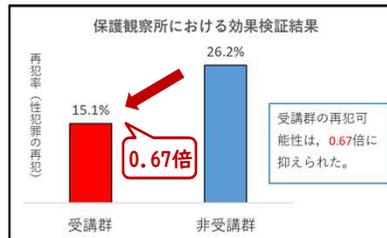
犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導

第一次推進計画に基づく主な取組

- ① **アセスメント手法の確立と適切な実施**
 - 処遇方針検討のためのアセスメントツールの導入
 - ・ 少年鑑別所のMJCAに加え、刑事施設におけるGツール及び保護観察所におけるCFPを新たに導入
- ② **性犯罪者・ストーカー加害者等に対する指導**
 - 性犯罪者に対する専門的処遇プログラムの改訂
 - ・ 矯正施設内から出所後までの一貫性のある指導、受講者の主体性の喚起、小児に対する性加害や痴漢などの問題性に応じた指導等の実施
 - ストーカー加害者に対する指導等に係る調査研究の実施
- ③ **少年・若年者に対する指導・支援**
 - 法務少年支援センター（少年鑑別所）による地域の関係機関と連携した心理相談の実施
 - 発達上の課題を有する犯罪をした者等の特性に応じた指導の実施
 - ・ 少年院における身体機能向上に着目した指導の導入
 - ・ 保護観察所の類型別処遇に「発達障害」類型を新設

主な成果

- 刑事施設・保護観察所が行う性犯罪者処遇プログラムの効果検証により、再犯抑止効果が確認



- 法務少年支援センターにおいて、福祉・保健機関等から依頼を受けて実施した心理相談の件数
1,332件（H29年度） → **2,533件**（R3年度）

今後の課題

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 性犯罪者に対する刑事司法手続終了後の地域における支援の実施等、処遇方策の充実
- ・ 刑法及び少年法の改正等を踏まえた特性に応じた処遇の充実強化

第二次推進計画

- **アセスメント機能の強化**
- **性犯罪やストーカー・DV加害者、少年、女性等の特性に応じた指導等の充実**
- **刑法及び少年法の改正等を踏まえた処遇の充実**

- ・ アセスメント機能の強化を図るとともに、アセスメント内容の他機関への適切な引継ぎの実施。（施策50）
- ・ 地方公共団体等が利用可能な性犯罪者に対する支援ツールの提供及びその活用の促進。（施策51）
- ・ 若年受刑者に対し、少年院の教育手法やノウハウ、建物・設備等を活用するなど、特性に応じたきめ細やかな指導を充実。（施策56）
- ・ 女性の抱える困難に応じた指導等の充実。（施策60）
- ・ 拘禁刑の創設を踏まえ、特性に応じた柔軟な指導が可能となるよう改善指導プログラムを充実。（施策62）
- ・ 少年院において、特定少年に対する成年としての自覚・責任を喚起したり、社会人として必要な知識を付与するなどの指導を充実。（施策62）
- ・ 矯正施設及び保護観察所における**犯罪被害者等の心情等を考慮した処遇**の充実。（施策63）

第一次再犯防止推進計画に基づく取組及び第二次再犯防止推進計画

民間協力者の活動の促進

第一次推進計画に基づく主な取組

- ① **保護司等民間協力者の確保・支援**
 - 保護司活動の負担軽減及び保護司の適任者確保の推進
 - 民間協力者に対する表彰の実施
- ② **再犯防止活動への民間資金の活用**
 - 再犯防止分野におけるSIBの活用
 - 立ち直り支援活動への民間資金の活用の促進

主な成果

- 更生保護サポートセンターを全国**886**の保護司会に設置
- 保護司専用ホームページの運用開始
- 国が主導する初のSIB案件として、非行少年に対する学習支援事業を実施

今後の課題

- ・ 幅広い層からの保護司の適任者確保
- ・ 民間協力者による活動の更なる普及・促進
- ・ 事業の実施結果を踏まえた再犯防止分野におけるSIB事業の推進

第二次推進計画

- **持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援**
- **民間協力者の活動の促進**
 - ・ 時代の変化に適応可能な保護司制度の確立に向け、保護司の活動環境等について、**2年を目途として検討・試行**を実施。(施策64)
 - ・ 保護司専用ホームページの機能拡充など、**保護司活動の一層のデジタル化**。(施策65)
 - ・ NPO法人や自助グループ等の民間協力者、弁護士・弁護士会等との一層の連携強化。(施策71,72)
 - ・ 民間事業者が持つ資金・ノウハウを活用した再犯防止活動の促進。(施策74)

地域による包摂の推進

第一次推進計画に基づく主な取組

- ① **地方公共団体との連携強化**
 - 地域再犯防止推進モデル事業の実施
 - ・ 36の地方公共団体に委託し、地域の実情に応じた再犯防止のモデル的な取組を実施 (H30~R2)
 - 先進的な取組を横展開するための協議会の開催
 - ・ 全国、ブロック、都道府県単位で開催 (R3~)
- ② **支援の連携強化・相談できる場所の充実**
 - 法務少年支援センターにおける地域援助の実施
 - 更生保護施設による訪問支援事業の開始
 - ・ 全国8の更生保護施設で開始 (R3.10~)

主な成果

- モデル事業における地域の実情に応じた取組例の蓄積
- 地域再犯防止推進計画の策定数 **402団体** (R4.10.1)

今後の課題

- ・ 国と地方公共団体の役割分担の明確化
- ・ 地方公共団体に対する支援の充実
- ・ 地域における国・地方公共団体・民間協力者等による支援連携体制の強化
- ・ 相談できる場所の確保、充実

第二次推進計画

- **国・都道府県・市区町村の役割分担の明確化と地方公共団体の取組への支援**
- **地域における支援連携の強化と相談できる場所の充実**

○ 国・都道府県・市区町村の役割

| | |
|------|--|
| 国 | 刑事司法手続の枠組みにおける指導・支援の実施。地域における関係機関等による支援ネットワークの構築の推進。 |
| 都道府県 | 広域自治体として、域内の市区町村に対する支援やネットワーク構築、地域の実情に応じて、市区町村が単独で実施することが困難な直接的な支援の実施に努めること。 |
| 市区町村 | 地域住民に最も身近な基礎自治体として、各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等が地域で安定して生活できるよう適切にサービスを提供するよう努めること。 |

- ・ 上記役割を十全に果たすことができるよう、**地方公共団体に対する情報や知見の提供、各種行政サービスへのつなぎ、体制整備等**に関する支援を実施。(施策77~82)
- **支援の連携強化**
 - ・ 保護観察所における地域援助の推進。(施策83)
 - ・ 更生保護地域連携拠点事業の充実。(施策84)
 - ・ 法務少年支援センターにおける地域援助の充実。(施策85)
- **相談できる場所の充実**
 - ・ 刑執行終了者等に対する援助の充実。(施策86)
 - ・ 更生保護施設による訪問支援事業の拡充。(施策87)

第二次再犯防止推進計画に明記された国・都道府県・市区町村の役割について

国

- 刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等が抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。
- 再犯防止に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や、地方公共団体を始めとする関係機関等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行う。

都道府県

広域自治体として、

- 各市区町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援や地域のネットワーク構築に努める。
- 市区町村が単独で実施することが困難と考えられる、就労・住居の確保に向けた支援や罪種・特性に応じた専門的支援などの実施に努める。

市区町村

地域住民に最も身近な地方公共団体として、

- 福祉等の各種行政サービスを必要とする者、とりわけこうしたサービスへのアクセスが困難である者等に対して適切にサービスを実施する。

I

全国会議

※都道府県・指定都市
が対象

- ・ 地方における再犯防止の取組において蓄積された成果や課題などについて、全国の地方公共団体での把握・理解の促進を進める。
※令和5年度は7月7日に開催

II

ブロック協議会

※都道府県・市区町村
が対象

- ・ **全国6ブロック**において、再犯防止の取組を進める地方公共団体に対し、情報提供や意見交換等を行う。
※令和5年度は10月～令和6年1月に開催

地方再犯防止推進計画等の策定状況（R5.10.1現在）

※法務省調べ（各都道府県、指定都市からの回答に基づく）

策定済み（条例の制定を含む）：580 団体 / 1,794 団体

・都道府県：47 団体 / 47 団体（R5.4.1時点：572団体）

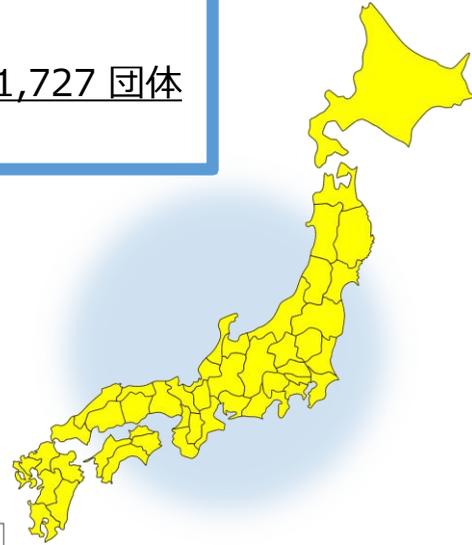
※ 奈良県は、「奈良県更生支援の推進に関する条例」を制定

・指定都市：19 団体 / 20 団体 ※以下太字

・その他の市町村（特別区を含む）：514 団体 / 1,727 団体

※ 奈良県五條市は、条例を制定

※ 兵庫県明石市及び奈良県奈良市は条例を制定の上、計画を策定



甲信越・中部地方（107市町村）

新潟県：新潟市、長岡市、村上市、糸魚川市、南魚沼市、十日町市、燕市、上越市、魚沼市、胎内市、津南町

富山県：高岡市、砺波市、射水市、氷見市、滑川市、魚津市、南砺市、小矢部市、上市町、立山町、入善町、舟橋村

石川県：金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、羽咋市、白山市、能美市、野々市市、加賀市、津幡町、宝達志水町、中能登町、能登町

福井県：福井市、大野市、鯖江市、小浜市、越前町、若狭町、美浜町、おおい町

山梨県：笛吹市、都留市、大月市、西桂町、小菅村、忍野村

長野県：長野市、松本市、岡谷市、須坂市、千曲市、駒ヶ根市、佐久市、諏訪市、飯綱町、南箕輪村

岐阜県：岐阜市、多治見市、美濃市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、瑞穂市、下呂市、海津市、本巣市、恵那市、山県市、中津川市、富加町、七宗町、白川町、笠松町、神戸町、輪之内町、安八町

静岡県：静岡市、浜松市、御殿場市、湖西市、伊豆の国市、松崎町、吉田町

愛知県：名古屋市長古屋市、豊橋市、みよし市、豊田市、知立市、岡崎市、大府市、一宮市、犬山市、岩倉市

三重県：津市、四日市市、伊勢市、名張市、志摩市、亀山市、松阪市、いなべ市、多気町

※離島を除く

中国・四国地方（124市町村）

鳥取県：鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、智頭町、湯梨浜町

島根県：松江市、大田市、安来市、浜田市、出雲市、益田市、美郷町、邑南町、津和野町

岡山県：岡山市、玉野市、総社市、倉敷市、備前市、久米南町、矢掛町、里庄町

広島県：広島市、三原市、尾道市、大竹市、廿日市市、呉市、竹原市、福山市、東広島市、江田島市、庄原市、熊野町、坂町、世羅町、府中町、安芸太田町、北広島町

山口県：山口市、下関市、宇部市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、長門市、萩市、周防大島町、和木町、平生町、上関町、田布施町、阿武町

徳島県：徳島市、小松島市、阿南市、阿波市、吉野川市、鳴門市、三好市、東みよし町、上板町、上勝町、石井町、北島町、神山町、那賀町、つるぎ町

香川県：高松市、丸亀市、善通寺市、観音寺市、三豊市、宇多津町、直島町、多度津町、三木町、土庄町

愛媛県：松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、内子町、松野町、鬼北町、愛南町

高知県：高知市、室戸市、香南市、安芸市、南国市、宿毛市、土佐清水市、土佐市、須崎市、香美市、梶原町、安田町、大豊町、いの町、津野町、中土佐町、大月町、奈半利町、四万十町、黒潮町、越知町、東洋町、馬路村、日高村、芸西村、三原村、北川村

九州地方（77市町村）

福岡県：福岡市、北九州市、春日市、糸島市、田川市、久留米市、飯塚市、八女市、中間市、うきは市、柳川市、みやま市、宇美町、志免町、遠賀町、添田町、大木町、須恵町、東峰村

佐賀県：伊万里市、嬉野市、吉野ヶ里町、有田町、基山町

長崎県：長崎市、島原市、諫早市、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市、長与町、新上五島町

大分県：大分市、臼杵市、竹田市、豊後大野市、中津市、別府市、豊後高田市、由布市、国東市、玖珠町、日出町

熊本県：熊本市、益城町、西原村

宮崎県：えびの市、日南市、小林市、都城市、日向市、宮崎市、川南町、日之影町、五ヶ瀬町、高鍋町、都農町、新富町、高原町、高千穂町、椎葉村

鹿児島県：鹿児島市、奄美市、日置市、伊佐市

沖縄県：うるま市、沖縄市、糸満市、嘉手納町、北大東村、多良間村、北中城村

北海道・東北地方（69市町村）

北海道：小樽市、帯広市、北見市、苫小牧市、北広島市、登別市、士別市、名寄市、留萌市、函館市、北斗市、網走市、釧路市、浦幌町、本別町、妹背牛町、洞爺湖町、南富良野町、芽室町、豊頃町、当麻町、足寄町

青森県：八戸市、弘前市、おいらせ町、鶴田町、鱈ヶ沢町、板柳町、階上町、五戸町、風間浦村

岩手県：盛岡市、久慈市、北上市、花巻市、大船渡市、滝沢市、岩手町、洋野町、普代村、九戸村

宮城県：仙台市、名取市、多賀城市、大崎市、石巻市、栗原市、東松島市、角田市、亶理町

秋田県：秋田市、男鹿市、鹿角市、大仙市、にかほ市、由利本荘市、大館市、美郷町、小坂町、東成瀬村

山形県：山形市、酒田市

福島県：福島市、伊達市、二本松市、白河市、小野町、三春町、中島村

関東地方（94市町村）

茨城県：土浦市、結城市、常陸太田市、境町、東海村

栃木県：宇都宮市、栃木市、さくら市、鹿沼市、下野市、那須烏山市、野木町

群馬県：前橋市、館林市、富岡市、安中市、伊勢崎市、みどり市、桐生市、太田市、沼田市、明和町、邑楽町、吉岡町、甘楽町、みなかみ町、東吾妻町、下仁田町、大泉町、嬬恋村、南牧村

埼玉県：さいたま市、川越市、越谷市、朝霞市、志木市、白岡市、幸手市、吉川市、加須市、和光市、新座市、久喜市、蓮田市、三芳町、川島町、吉見町、ときがわ町、美里町、毛呂山町、嵐山町、皆野町

千葉県：千葉市、南房総市、東金市、大網白里市

東京都：千代田区、墨田区、荒川区、葛飾区、大田区、中野区、豊島区、足立区、江戸川区、八王子市、府中市、国分寺市、福生市

武蔵村山市、昭島市、町田市、日野市、多摩市、稲城市、立川市、調布市、瑞穂町、日の出町

神奈川県：横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、藤沢市、厚木市、座間市、南足柄市、小田原市、逗子市、伊勢原市、開成町、湯河原町、愛川町、大磯町

近畿地方（62市町村）

滋賀県：大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市

甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、栗東市、竜王町、日野町、甲良町

京都府：京都市、宇治市、舞鶴市

大阪府：大阪市、堺市、豊中市、高槻市、茨木市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市

藤井寺市、交野市、大阪狭山市、泉南市、東大阪市、吹田市、富田林市、岸和田市、箕面市、池田市、貝塚市、阪南市、守口市

忠岡町、河南町、千早赤阪村

兵庫県：神戸市、明石市(※)、加古川市、姫路市、三木市、芦屋市、尼崎市、高砂市、西宮市

奈良県：奈良市(※)、五條市(※)、桜井市、田原本町、吉野町

和歌山県：みなべ町

地域再犯防止推進事業の概要

背景

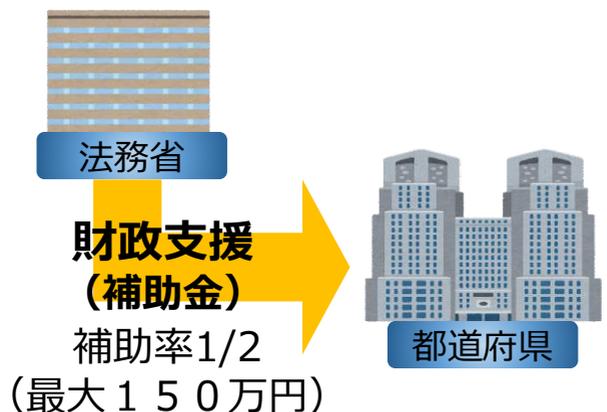
- 刑務所出所者等の再犯防止を更に推進するには、国と地方公共団体が連携した「息の長い」支援が不可欠
- 第二次再犯防止推進計画において、国・都道府県・市区町村が担うべき具体的役割を明示
- 都道府県において、地域の実情に応じた再犯防止施策を実施することができるよう、国による財政支援を実施

事業実施団体

計 24 都府県（令和6年1月9日現在）

秋田県、茨城県、栃木県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、鹿児島県

事業イメージ



※ 都道府県負担分について地方交付税措置

(費目例)

人件費、報償費、旅費、使用料及び
賃借料、需用費（印刷製本費、消耗品費等）、
役務費（通信運搬費等）、委託料 等

< 事業内容 >

地域再犯防止推進事業として、以下のメニューを実施。

- (基礎自治体に対する) **施策の企画立案支援等**
 - ・ 基礎自治体間での施策の調整や情報共有を行うための会議等の開催【必須事務】
 - ・ 基礎自治体が地方計画を策定・実施・評価するための情報提供、助言 など
- (基礎自治体に対する) **理解促進・人材育成**
 - ・ 基礎自治体職員等の理解促進のための研修会等の開催【必須事務】 など
- (都道府県が行う) **直接支援**
就労・住居支援 / 専門的支援 / 相談支援 のいずれか1つを実施